

## 令和7年度 当初予算主な事業

事業名	地域福祉計画策定事業		
予算額	7,000 (R7/R8債務負担行為)	千円	新規・拡充 継続等の別
	<p>○ 目的</p> <p>社会福祉法第107条の規定に基づき、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画を策定するものです。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項</li> <li>2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項</li> <li>3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項</li> </ol>		
	<p>○ 事業概要</p> <p>(地域福祉計画策定委託料)          「第4期京田辺市地域福祉計画」が令和8年度に計画年度が終了することから、「第5期京田辺市地域福祉計画」を以下のスケジュールにて策定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和7年度 アンケート調査実施</li> <li>・令和8年度 計画策定業務</li> </ul>		
事業内容			
担当所属名	健康福祉部社会福祉課	直通電話番号	63 — 1127

## 令和7年度 当初予算主な事業

事業名	重層的支援体制整備移行準備事業		
予算額	120 千円	新規・拡充 継続等の別	新規
<p>○ 目的</p> <p>社会福祉法第106条の4第2項の規定に基づき、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施することにより、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するもの。</p>			
<p>○ 事業概要</p> <p>令和9年度本格実施に向けて令和7年度より重層的支援体制整備移行準備事業に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●包括的相談支援体制の構築 介護・障がい・子ども・生活困窮などの既存の相談支援を一体として「複合的課題」や「制度の狭間の問題」に対応できる多機関協働による支援体制を整備する。</li> <li>●参加支援・地域づくりに向けた取り組み 既存事業を活かしながら、地域や福祉、それ以外の分野の多様な主体が出会い、地域づくりのさらなる展開を生む機会となるようなプラットフォーム形成に向けた取り組みを実施する。</li> </ul>			
事業内容			
担当所属名	健康福祉部社会福祉課	直通電話番号	63 － 1127

## 令和7年度 当初予算主な事業

事業名	介護予防・日常生活支援総合事業 通所型サービスC(短期集中予防サービス)		
予算額	11,458 千円	新規・拡充 継続等の別	新規
事業内容	<p>○ 目的          フレイル状態（※）により健康に不安を感じている高齢者（要支援者）が再び自立した生活を取り戻すために、3か月間の専門職の集中的な介入（短期集中予防サービス）と終了後のフォローにより（京田辺市わくわくチャレンジプログラム）セルフケアマネジメントの習慣化や社会参加の促進を図る。</p> <p>（※）フレイル状態：健康な状態と要介護状態との間の虚弱状態に位置し、身体的機能や認知機能の低下が見られる状態。</p> <p>○ 事業概要</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>医療知識のある専門職（作業療法士や理学療法士などのリハビリ専門職）が、本人の生活や家屋状況を評価・分析、本人に自宅でも可能な運動指導を行い、日常生活動作の改善を図る。</li> <li>利用対象者は、市の基本チェックリストによる該当者と要支援の方。</li> <li>週1回、3か月間の短期集中のプログラム。プログラム終了1か月後と3か月後にフォロー支援を行う。</li> <li>リハビリ専門職がいる市内の事業所に、プログラム実施を委託。</li> <li>地域包括支援センター職員も関わりながら、本人の望む実現可能な生活を支援し、リエイブルメント（再自立）を目指す。</li> </ul> <p>※ 写真・イメージ図 など</p>  <div style="text-align: center;"> <span style="border: 1px solid blue; padding: 2px;">短期集中予防サービスの実施</span> → <span style="border: 1px solid yellow; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">再自立</span> </div>		
担当所属名	健康福祉部高齢者支援課	直通電話番号	63 - 1268

## 令和7年度 当初予算主な事業

事業名	大住ふれあいセンター整備工事設計委託事業		
予算額	30,000 千円	新規・拡充 継続等の別	新規
<p>○ 目的</p> <p>大住ふれあいセンターは、老人福祉センター宝生苑及び大住児童館の複合施設であり、共に利用者のニーズの変化により、それぞれ課題を抱えている状況です。「京田辺市福祉施設等長寿命化計画」に基づき、施設のあり方及び整備について検討を行うとともに、「子育て支援拠点再編計画」に基づき、地域子育て支援センター松井山手を集約することにより、こども、若者、高齢者など、より多くの方に利用していただける施設に整備することを目的とする。</p>			
<p>○ 事業概要</p> <p>令和9年度の完成に向けて、大住ふれあいセンター整備に係る基本設計・実施設計に取り組む。</p>			
<p><b>【大住ふれあいセンター整備事業】</b></p> <p>事業内容</p> <p>&lt;全体事業期間&gt; 令和5年度～令和8年度</p> <p>○R5事業内容 ・市民ワークショップ 545千円</p> <p>○R6事業内容 ・基本構想策定 2,695千円（令和5・6年度債務負担行為）</p> <p>○R7事業内容 ・基本設計・実施設計 30,000千円（令和6・7年度債務負担行為）</p> <p>○R8事業内容 ・建築工事</p>			
担当所属名	健康福祉政策推進室	直通電話番号	64 - 1370

## 令和7年度 当初予算主な事業

事業名	障がい者就労支援事業		
予算額	22,000 千円	新規・拡充 継続等の別	拡充
事業内容	<p>○ 目的 田辺公園の拡張整備に合わせた障がいのある人の生活や活躍を地域社会全体で支える体制を構築する。</p> <p>○ 事業概要 京田辺クロスパーク（タナクロ）を障がいのある人の就労訓練・支援の場として活用するとともに、タナクロを拠点として障がいのある人の就労への理解、就労の場の拡大を図るとともに、障がいのある人・雇用する企業双方への相談支援を行うことにより就労定着へと結びつける体制の整備を進める。</p> <p><b>【委託内容】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 一般就労及び福祉就労（就労系サービスの利用）等、障がいのある人にあった就労の場の確保</li> <li>(2) 就労に向けた実習の場の確保</li> <li>(3) 就労後のフォローアップ体制の構築、整備</li> <li>(4) 障がいのある人や家族に対する就労に向けた意識改革</li> <li>(5) 就労継続支援B型事業所に対する支援</li> <li>(6) 事業者と市内事業所間の相互調整</li> </ul>		
	 		グリーンハウスで来園者を案内するスタッフ
担当所属名	健康福祉部障がい福祉課	直通電話番号	64 - 1372

## 令和7年度 当初予算主な事業

事業名	障害者基本計画等策定事業（アンケート調査）		
予算額	3,800	千円	新規・拡充 継続等の別
			臨時
事業内容	<p>○ 目的          障害者基本法に基づき、障がいのある人への施策を推進するための基本理念、基本目標、方向性などを示す計画である「障害者基本計画」及び障害者総合支援法第88条に基づき、障害福祉サービス等の提供に関する具体的な体制づくりやサービス等を確保するための方策を示す実施計画である「障害福祉計画」、障害児福祉法第33条に基づき、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制を確保するための方策などを示す実施計画である「障害児福祉計画」を策定するためのアンケート調査を行う。</p> <p>○ 事業概要          令和2年度に策定した「第4期障害者基本計画」、令和5年度に策定した「第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画」の計画期間が令和8年度に終了することから、その進捗状況や社会情勢の変化等に応じた「第5期障害者基本計画（令和9年度～14年度）」、「第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画（令和9年度～11年度）」を策定する。令和7年度にアンケート調査、令和8年度に計画の策定をそれぞれコンサルタント業者に委託する。</p> <p>委託業務内容          令和7年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者手帳保持者、当事者団体、事業所に対するアンケート調査</li> <li>・アンケートの集計、分析、調査研究</li> <li>・アンケート調査結果報告書の作成</li> </ul> <p>令和8年度</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会の動向や国・府・市等の関連資料の収集・整理</li> <li>・現状と課題の整理・分析、その結果に基づく計画骨子案の作成</li> <li>・計画素案の作成、とりまとめ</li> <li>・計画策定委員会の運営支援</li> <li>・計画進捗管理のための実績調査シートの作成補助</li> <li>・関係法令や他計画との整合支援</li> <li>・パブリックコメントの実施支援</li> <li>・成果品取りまとめ</li> </ul>		
担当所属名	健康福祉部障がい福祉課	直通電話番号	64 - 1372

## 令和7年度 当初予算主な事業

事業名	がん患者アピアランスケア支援事業																							
予算額	730 千円	新規・拡充 継続等の別	新規																					
<p>○ 目的            薬物療法・放射線療法による脱毛や手術療法による乳房切除など、がん治療による外見の変化を補完するウイッグや乳房等の補整具の購入費用を助成することにより、がん患者の治療と社会参加等の両立を支援し、療養生活の質の向上を図る</p> <p>○ 事業概要  <b>【対象】</b>以下のすべてに該当するもの            ・申請時に京田辺市に住民登録のある方            ・がんと診断され、治療中または過去に治療を受けたことがある方            ・がん治療を原因とする脱毛または乳房切除に伴いウイッグや補整具等が必要な方            ・過去に本市や他の自治体で同種の助成を受けていない方。また、他の法令等に基づく同種の助成等を受けていない方  <b>【申請期限】</b>            購入後1年以内（令和7年4月1日以降購入分が対象）  <b>【補助対象】</b>            各区分ごとに1回に限る</p>																								
事業内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="3" style="width: 15%;">区分</th> <th rowspan="3" style="width: 55%;">要件</th> <th rowspan="3" style="width: 15%;">対象経費上限額</th> <th rowspan="3" style="width: 10%;">補助率</th> <th style="width: 10%;">補助上限額</th> </tr> <tr> <th>(助成額)</th> </tr> <tr> <th>※1円未満の端数切捨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">ウイッグ等</td> <td>がん治療に伴う脱毛に対応するため一時的に装着するウイッグ（ネット含）または毛付き帽子</td> <td style="text-align: center;">60,000円</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: center;">30,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center; vertical-align: middle;">乳房補整具</td> <td>外科治療等による形の変化に対応するための補整下着または人工乳房 (1) (2) のいずれか（個数制限なし）。ただし、人工乳房については、両側乳がんを除き、1人1個に限る (1) 人工乳房 直接肌に張り付けて使用するもの。ただし、乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものは除く</td> <td style="text-align: center;">100,000円</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: center;">50,000円</td> </tr> <tr> <td>(2) 補整下着（パット含）</td> <td style="text-align: center;">40,000円</td> <td style="text-align: center;">1/2</td> <td style="text-align: center;">20,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	要件	対象経費上限額	補助率	補助上限額	(助成額)	※1円未満の端数切捨	ウイッグ等	がん治療に伴う脱毛に対応するため一時的に装着するウイッグ（ネット含）または毛付き帽子	60,000円	1/2	30,000円	乳房補整具	外科治療等による形の変化に対応するための補整下着または人工乳房 (1) (2) のいずれか（個数制限なし）。ただし、人工乳房については、両側乳がんを除き、1人1個に限る (1) 人工乳房 直接肌に張り付けて使用するもの。ただし、乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものは除く	100,000円	1/2	50,000円	(2) 補整下着（パット含）	40,000円	1/2	20,000円		
区分	要件					対象経費上限額	補助率	補助上限額																
								(助成額)																
		※1円未満の端数切捨																						
ウイッグ等	がん治療に伴う脱毛に対応するため一時的に装着するウイッグ（ネット含）または毛付き帽子	60,000円	1/2	30,000円																				
乳房補整具	外科治療等による形の変化に対応するための補整下着または人工乳房 (1) (2) のいずれか（個数制限なし）。ただし、人工乳房については、両側乳がんを除き、1人1個に限る (1) 人工乳房 直接肌に張り付けて使用するもの。ただし、乳房再建術等によって体内に埋め込まれたものは除く	100,000円	1/2	50,000円																				
	(2) 補整下着（パット含）	40,000円	1/2	20,000円																				
担当所属名	健康福祉部健康推進課	直通電話番号	64 - 1335																					

## 令和7年度 当初予算主な事業

事業名	若年がん患者在宅療養支援事業																		
予算額	954 千円	新規・拡充 継続等の別	新規																
<p>○ 目的 若年の末期がん患者の方が、住み慣れた自宅で自分らしく安心して療養生活が送れるよう、在宅療養生活における介護サービス等の支援を行う</p> <p>○ 事業概要  <b>【対象】</b>以下のすべてに該当するもの           <ul style="list-style-type: none"> <li>・申請時及びサービス利用時において、京田辺市に在住で住民登録のある18歳以上40歳未満の方</li> <li>・医師が一般的に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態（がん末期）に至ったと診断し、在宅生活への支援及び介護が必要な方</li> <li>・他の法令等に基づく同様の支援を受けていない方</li> </ul> <b>【補助対象内容】</b>介護保険法に基づく指定をうけた事業所が提供するサービス         </p>																			
事業内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">補助対象サービス内容 (利用料・購入費用)</th> <th style="width: 30%;">サービス利用補助対象 利用上限額</th> <th style="width: 10%;">補助率</th> <th style="width: 10%;">補助上限額(助成額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 訪問介護 (身体介護・生活援助、通院等乗降介助)  訪問入浴介護</td><td>(1) (2) を合算して1か月 あたり80,000円</td><td>9/10</td><td>1か月あたり72,000円 ※1円未満の端数切捨</td></tr> <tr> <td>(2) 福祉用具の貸与※1</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>(3) 福祉用具の購入※2</td><td>1回限り100,000円</td><td>9/10</td><td>90,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>※1 車いす（付属品含む）、特殊寝台（付属品含む）、床ずれ防止用具、体位変換器、手すり（工事を伴わないもの）、スローブ（工事を伴わないもの）、歩行器、歩行補助つえ、移動用リフト（吊り具の部分除く）、自動排泄処理装置など      ※2 腰掛便座、自動排泄処理装置の交換可能部品、入浴補助用具、簡易浴槽、移動リフトの吊り具の部分など</p> <p><b>【補助対象内容の利用開始日】</b> 利用申請書の提出を受けた日と意見書における判断日のうち早い日とする 利用または購入して1年以内（令和7年4月1日以降分が対象）□</p>	補助対象サービス内容 (利用料・購入費用)	サービス利用補助対象 利用上限額	補助率	補助上限額(助成額)	(1) 訪問介護 (身体介護・生活援助、通院等乗降介助)  訪問入浴介護	(1) (2) を合算して1か月 あたり80,000円	9/10	1か月あたり72,000円 ※1円未満の端数切捨	(2) 福祉用具の貸与※1				(3) 福祉用具の購入※2	1回限り100,000円	9/10	90,000円		
補助対象サービス内容 (利用料・購入費用)	サービス利用補助対象 利用上限額	補助率	補助上限額(助成額)																
(1) 訪問介護 (身体介護・生活援助、通院等乗降介助)  訪問入浴介護	(1) (2) を合算して1か月 あたり80,000円	9/10	1か月あたり72,000円 ※1円未満の端数切捨																
(2) 福祉用具の貸与※1																			
(3) 福祉用具の購入※2	1回限り100,000円	9/10	90,000円																
担当所属名	健康福祉部健康推進課	直通電話番号	64 - 1335																

## 令和7年度 当初予算主な事業

事業名	高齢者帯状疱疹ワクチン予防接種事業		
予算額	41,808 千円	新規・拡充 継続等の別	新規
<p>○ 目的 予防接種法に基づき、高齢者の帯状疱疹へのり患や、それに伴う神経痛の発症及び重症化を予防することでQOLの改善を図る</p> <p>○ 事業概要  <b>【対象者】</b>接種日現在、本市に住民票を有する人で①もしくは②に該当する人            ①令和7年度内に65歳を迎える人            ②60歳以上65歳未満の人であって、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいがあり、日常生活がほとんど不可能な人（身体障害者手帳1級相当の人）            ※令和7年度から5年間の経過措置として70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳の人            ※100歳以上の人（令和7年度のみ）</p> <p><b>【実施期間】</b>令和7年4月1日から（通年実施）</p> <p><b>【用いるワクチン】</b>①もしくは②で希望するワクチン            ①乾燥弱毒生水痘ワクチン（1回接種）            ②乾燥組換え帯状疱疹ワクチン（2回接種）</p> <p><b>事業内容</b>  <b>【実施医療機関】</b>            京田辺市内及び綴喜管内実施医療機関または京都府広域予防接種協力医療機関で個別接種            ※上記以外の医療機関で個別接種した場合、被接種者へは償還払い</p> <p><b>【実施方法】</b>            5月に対象者個別通知。接種希望者は申込みを行い、市から予診票等が届いたら医療機関に申し込み接種</p> <p><b>【接種費用（自己負担額）】</b>            乾燥弱毒生水痘ワクチン：3,000円×1回            乾燥組換え帯状疱疹ワクチン：7,500円×2回            ※市民税非課税世帯、生活保護受給世帯、中国残留邦人等支援給付世帯に属する人 については免除の申請を申し出た場合は自己負担額を免除</p>			
担当所属名	健康福祉部健康推進課	直通電話番号	64 - 1335